（前のページより続き）

○産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第五条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号並びに産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の二第一項の規定による業務を行う場合における株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の規定に基づく、株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を廃止する告示（**財務・農林水産・経済産業**一）　六九

○事業再編の実施に関する指針（**財務・経済産業**一）　七〇

○我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針を廃止する告示（**同**二）　七一

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（**厚生労働**九）　七二

○薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（**同**一〇）　七三

○医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件（**同**一一）　七四

○小売業の活力の再生に向けた基本指針を廃止する告示（**厚生労働・農林水産・経済産業**一）　七五

○特定新事業開拓投資事業の実施に関する指針（**経済産業**六）　七六

○株式会社産業革新機構支援基準（**同**七）　七七

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項（**同**八）　七八

○経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第二十九条第一項第一号の資産評価に関する基準（**同**九）　七九

○情報サービス業の活力の再生に向けた基本指針等を廃止する告示（**同**一〇）　八〇

本号で公布された法令のあらまし

◇**薬事法施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇号）（厚生労働省）

1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、アファチニブ、その塩類及びそれらの製剤並びにブレンツキシマブ　ベドチン及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令**（政令第一一号）（外務省）

1　申請に係る子及びその子と同居している者に関する情報を有している者として、学校の設置者等を定めることとした。（第一条関係）

2　外務大臣が申請に係る子及びその子と同居している者の住所等の情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとすることとした。（第二条関係）

3　子の社会的背景に関する情報を有している者として、学校の設置者等を定めることとした。（第三条関係）

4　外務大臣が子の社会的背景に関する情報の提供を求める場合には、その求める情報の内容をできる限り具体的に特定し、当該情報を有していると思料される者に対し、文書により、当該情報を記載した書面の提出を求めるものとすることとした。（第四条関係）

5　この政令は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二五年法律第四八号）の施行の日から施行することとした。

◇**産業競争力強化法の施行期日を定める政令**（政令第一二号）（経済産業省）

産業競争力強化法（平成二五年法律第九八号）の施行期日は、平成二六年一月二〇日とすることとし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年四月一日とすることとした。

◇**産業競争力強化法施行令**（政令第一三号）（経済産業省）

1　産業競争力強化法（以下「法」という。）第二条第一四項の政令で定める法律を、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律とすることとした。（第一条関係）

2　ゴム製品製造業、ソフトウェア業若しくは情報処理サービス業又は旅館業の中小企業者の範囲を定めることとし、法第二条第一七項第八号の政令で定める組合及び連合会を、事業協同組合、商工組合等とすることとした。（第二条関係）

3　法第二条第二六項の政令で定める金融機関を、銀行、株式会社商工組合中央金庫等とすることとした。（第三条関係）

4　主務大臣が事業再編計画又は特定事業再編計画を認定するに際して、あらかじめ公正取引委員会に協議する場合を、事業再編関連措置が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定により公正取引委員会に届け出なければならない場合等とすることとした。（第四条関係）

5　法第三四条第一項等の規定による会社法の規定の適用又は準用に係る技術的読替えを定めることとした。（第五条～第七条関係）

6　事業再編促進円滑化業務に係る所要の措置として、事業再編促進円滑化業務の貸付け対象となる措置等を定めることとした。（第八条～第一二条関係）

7　中小企業信用保険法に規定する保険関係であって、事業再生円滑化関連保証及び事業再生計画実施関連保証に係るものについての保険料率を定めることとした。（第一三条及び第一四条関係）

8　法第六一条第一項の政令で定める法人を、株式会社とすることとした。（第一五条関係）